

(写)

令和3年6月2日

熊本市長 大西一史様

熊本市環境審議会長 篠原亮太

熊本市環境基本条例の改正について（答申）

令和2年10月21日付け 環政発第271号で諮詢されました

熊本市環境基本条例の改正にあたっての基本的な考え方について、

別紙のとおり答申します。

## 答申

### 「熊本市環境基本条例」の改正の基本的考え方について

#### 1 はじめに

令和2年10月21日、熊本市长から本審議会に対し、近年顕在化している新たな環境課題への対応を図るための「熊本市環境基本条例」の改正における基本的考え方について質問がなされ、以下のとおり4回にわたり審議を進めてきました。

その結果、次のとおり結論を得たため、ここに答申します。

#### 2 審議経過

令和2年度 第1回 熊本市環境審議会

開催日時 令和2年10月21日（水）午前9時30分から午前11時まで

審議事項 熊本市環境基本条例の改正について

令和2年度 第2回 熊本市環境審議会

開催日時 令和2年11月25日（水）午前10時から午前11時40分まで

審議事項 熊本市環境基本条例の改正について

審議内容 前回までの委員意見を基に、以下の項目ごとに意見聴取

- ① 前文
- ② 第6条関係（市の施策）
- ③ 第11条関係（指導等）
- ④ 第12条関係（あっせん、調停）
- ⑤ その他

令和2年度 第3回 熊本市環境審議会

開催日時 令和3年3月31日（水）午前10時から午前11時40分まで

審議事項 熊本市環境基本条例の改正について

審議内容 答申（案）について意見聴取

令和3年度 第1回 熊本市環境審議会

開催日時 令和3年5月21日（金）午前10時から午前11時25分まで

審議事項 熊本市環境基本条例の改正について

審議内容 答申（最終案）について意見聴取

### 3 改正にあたっての基本的な考え方

熊本市では、環境行政のよりどころとなる基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、市民生活における良好な環境の確保を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和63年10月1日に「熊本市環境基本条例」を制定した。

条例制定以降、熊本市では様々な形で環境保全に取り組んできたが、環境をめぐる世界情勢が大きく変化する中、環境法分野における基本法も公害対策基本法から環境基本法に変わった。また、地球温暖化、生物多様性の損失などの地球環境にかかる問題が年々顕在化、深刻化し、更には近年、海洋プラスチック汚染といった新たな環境課題も発生している状況である。

このような中、熊本市は、令和元年7月「SDGs未来都市」に選定されており、環境行政においても、SDGsの視点を踏まえ、これまでの自然・生活環境保全の取組に加え、新たな環境課題に対し、本格的に取り組んでいくことが必要である。

以上を踏まえ、新たな環境課題や「脱炭素社会」の実現に対応することを目的とし、条例を改正されたい。

### 4 見直しの内容

審議の結果、新たに追加すべき条文、または、現行条文の見直しについて、以下のとおり新たに追加すべき、あるいは、見直すべきという結論に至った。

#### (1) 新たに追加すべき条文（全面見直しを含む。）

##### ア 前文について

以下の視点を踏まえ、前文を全面的に見直されたい。

- ・現行条例の前文を読む限りでは、全体として時代背景に縛られた文意となっており、部分的な補正では済まないという印象である。
- ・また、熊本の経済発展が熊本の環境を守るために必要という概念も必要であり、経済、社会の発展のためには環境問題は絶対に避けられないという考え方を条例にどれだけ入れられるかが問われる。サステナビリティ条例として環境基本条例が持つ位置づけをもっと打ち出す必要がある。そのため、環境保全に加えた持続性の位置づけが重要である。地球の持続的発展が私達の生活を守り、経済の成長をもたらすことに繋がる。
- ・更に、脱炭素社会に関する事柄、SDGsに関する事柄など、国際的な潮流についての記述が必要である。本条例については、理念的・普遍的な価値観を示すものであると同時に、10年スパンでの国際的な潮流や視点を盛り込むべきである。
- ・この他、市民全体で共有し自然との共存に取組む、など一体感が欲しい。
- ・加えて、市民、民間団体及び事業者等が「やらされている」のではなく、行動的

に「こう実践して行く」という強い心構えと積極性を持つ必要がある。これらを巻き込み、市民等に浸透できるような条例になるため、市民、民間団体及び事業者等並びに行政がこれまでよりも積極的に環境問題に取り組むという趣旨を込めて、本条例の基本理念を示す前文に「参画と協働の下」を盛り込むべきである。

イ 環境総合計画について

**環境総合計画に関する根拠規定について、独立した規定を新たに設けられたい。**

- ・第3条の責務規定から計画策定規定を分離して独立した規定を設けるべきである。

ウ 環境影響評価について

**環境影響評価に関する規定を新たに設けられたい。**

- ・環境影響評価法第10条第4項（環境影響評価法施行令第11条参照）が規定する「政令で定める市」に、地方自治法上の政令指定都市のなかで熊本市だけが入っていない。政令指定都市として名乗りを上げ、熊本市内における環境影響評価対象事業に、熊本市が対処できるということが大事である。
- ・環境アセスメントの視点追加について、福岡市環境基本条例第8条のように環境への配慮についても新しく追加するべきである。

エ 環境教育について

**環境教育の推進に関する規定を新たに設けられたい。**

- ・持続的発展が可能な環境づくりの担い手の育成、「環境に配慮した活動を自ら実践できる」という視点を盛り込んだ環境教育の推進に関する規定を設けるべきである。

オ 条例の見直しについて

**10年を超えない期間ごとに条例を見直す機会を設け、改正の必要性がある場合は適切な措置を講ずる旨の規定を新たに設けられたい。**

- ・現行の条例について、昭和63年に制定以降、本来であれば、平成5年の環境基本法制定、平成10年の地球温暖化対策の推進に関する法律制定等、国の施策が大幅な転換点を迎えた段階や、平成9年の地球温暖化防止京都会議、平成27年の持続可能な開発のための2030アジェンダの採択等、世界的に大きな転換点を迎えた段階で、速やかに改正する必要があった。

- ・基本的な事柄を定めた条例であるため、改正を行わないとしても市の施策等に直接的な影響は及ばないが、環境はめまぐるしく変化するものであり、変化する環境に的確に対応できるよう、改正の必要性がある場合は先送りにすることなく改正できる体制を整えておくことが望ましい。

(2) 現行条文の見直しについて（※項や号の追加を含む）

ア 第1条（目的）

条文中の「市民生活における良好な環境の確保」の前に「現在及び将来の」を追加されたい。

- ・持続的発展が可能な社会の構築のためには、現代世代のみならず将来世代も含めた環境の保全が必要である。

イ 第2条（定義）

条文中の「快適な生活を」の後に「持続的に」を追加されたい。

- ・良好な環境の定義については、SDGsの考え方を取り入れることが必要である。

ウ 第3条（市の責務）

条文中の「基本的かつ総合的計画」を「施策」に見直されたい。

- ・4（1）イ「環境総合計画について」のとおり、必要な条文整備である。

エ 第5条（市民の責務）

条文中の「市民」を「市民、並びに本市の区域内で活動する個人及び団体（以下「市民等」という。）」に見直されたい。

- ・現条例では「市民」となっているが、地域団体等がまちづくりに重要な一翼を担っている現状を踏まえるべきである。

オ 第6条（市の施策）

（ア）第1号（生活環境の確保に関すること）

「公共施設の整備」を追加されたい。

- ・必要な条文整備である。

(イ) 第 2 号 (自然環境の確保に関すること)

「自然景観の保全」を追加されたい。

- ・必要な条文整備である。

条文中の「緑地の保全」を「森林及び緑地の保全」に、「地下水の保全」を「地下水、河川等の保全」に見直されたい。

- ・必要な条文整備である。

(ウ) 第 3 号 (文化的環境の確保に関すること)

条文中の「伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備、歴史的景観の維持、文化財の保護」を「伝統的な建造物の保存及び文化財の保存及び活用、歴史的景観の維持、名所、旧跡等の整備」に見直されたい。

- ・必要な条文整備である。

(エ) 第 4 号 (自然共生社会の構築に関すること)

新たに自然共生社会の構築に関する規定を追加されたい。

- ・生物多様性の保全に関する規定は、循環型社会の構築と平仄を合わせるために、「生物多様性」の概念も含めた自然共生社会の構築に関する規定を追加する必要がある。また、追加するにあたっては、熊本市生物多様性戦略に繋がるような文案が望ましい。

(オ) 第 5 号 (循環型社会の構築に関すること)

新たに循環型社会の構築に関する規定を追加されたい。

- ・廃棄物の発生量の増大を防ぐため、少ない資源を最大限に利用し、環境負荷の少ない社会システムに変えていく必要がある。廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、廃棄物の適正処理により、限られた資源を大切にする持続可能な循環型社会の構築に関する規定を追加する必要がある。

(カ) 第 6 号 (地球環境の保全に関すること)

新たに地球環境の保全に関する規定を追加されたい。

- ・世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止等の地球環境課題について、地域から貢献するため、新たに規定する必要がある。

- ・前文で気候危機への対応について触れる以上、施策等の条項において、環境の保全だけでなく気候変動影響に対する適応についても記載すべきである。
- ・海洋プラスチック汚染は、現代において地球規模の重大な環境課題である。

カ 第7条（国等への措置要請）

広域的な連携・協力に関する規定を追加されたい。

- ・脱炭素社会の実現など、新たな環境問題を解決していくためには、県や県内市町村とも連携しながら進めていくことが重要である。
- ・また、追加するにあたっては、周辺市町村以外との連携も読めるよう配慮いただきたい。

国際協力に関する規定を追加されたい。

- ・熊本市が国際都市の一員として協力に関わる必要がある。

キ 第9条（あっせん、調停）

新たに、あっせん、調停の趣旨を踏まえた手続きを明確化する規定を追加されたい。

- ・よりスムーズに手続を実施し、合意を促進するための規定を設ける必要がある。当事者にもこのような努力が求められることを手続の前に当事者に十分説明し、当事者の納得を得ていただきたい。

## 5 条例体系

変更後	変更前
前文	前文
第1条（目的）	第1条（目的）
第2条（定義）	第2条（定義）
第3条（市の責務）	第3条（市の責務）
第4条（事業者の責務）	第4条（事業者の責務）
第5条（市民等の責務）	第5条（市民の責務）
第6条（市の施策）	第6条（市の施策）
第7条（環境総合計画）	
第8条（環境影響評価の推進）	
第9条（環境教育）	
第10条（国等との連携及び国際協力）	第7条（国等への措置要請）
第11条（指導等）	第8条（指導等）
第12条（あっせん、調停）	第9条（あっせん、調停）
第13条（審議会の設置）	第10条（審議会の設置）
第14条（条例の見直し）	
第15条（委任）	第11条（委任）

## 6 さいごに

熊本市は、この答申内容を基に条例改正を行うとともに、熊本市環境基本条例の理念の実現に向け、施策の推進に努めてください。